

浜北北部中学校のきまり

1 自他を大切にし、共によりよい成長のために行動する。

(校訓『尽力～自分のために、仲間のために～』の実践に努める。)

2 登下校

- (1) 浜北北部中学校安全規則を守り、安全な登下校を心掛ける。
- (2) 8：10までに登校することを目標とする。8：15までに各自の教室に入室していない場合は遅刻とする。
- (3) 登校は、制服とする。夏服と冬服の着用については、各自で判断をする。(雨天時は、校内着で登校してもよい。)
- (4) 水曜日や部活動のない日は、制服で下校する。
- (5) 登校後は、下校まで校門を出ない。やむを得ない事情で外出するときは、学級担任に申し出、許可を得る。

3 身なり

- (1) 高校受験、就職試験、社会に出たときにふさわしい身なりで生活をする。
- (2) 登下校時や学校行事等の際には、制服を着用する。冬季は防寒のために、学校指定及び部活動で使用しているウインドブレーカーの着用や手袋・長くないマフラーの使用を認める。
- (3) 体操服、ナップサックは、本校指定のものを使用する。
- (4) 靴は、運動に適した靴とする。必ず記名をする。
- (5) 靴下は、無地とし、白、黒、紺、グレー等落ち着いた色とし、ワンポイントまでのデザインとする。
- (6) 上靴は、学年別カラーとして、本校指定のものを使用する。必ず記名をする。
- (7) 学校生活にふさわしい髪形で生活をする。髪形の加工(着色、脱色、整髪料の使用)はしない。
- (8) 装飾品、アクセサリ等は身に付けない。まゆ毛の加工・ピアス・化粧等はしない。
- (9) 土日や祝日および長期休業中に学校へ来る場合は、制服・校内着・部活動の活動着とし、私服で登校しない。

4 校内生活

- (1) 学校で決められた時間を守り、学習や活動に仲間と協力して取り組む。
- (2) 休み時間に許可なく他教室・他学年のフロアー・北館に行かない。
- (3) 特別教室、体育館、武道場、運動場、プールの使用については、それぞれの使用規定に従う。
- (4) 学校生活に不要なものは絶対に持ってこない。

5 校外生活

校外生活については別に定める本校「校外生活のきまり」を遵守する。